

パート勤務者の賃金支給規定

(賃金)

第1条

賃金は時間給（以下時給という）とする。

第2条

時給は1時間につき1,130円とする。

(勤務時間)

第3条

勤務時間は毎週月曜日と水曜日の午前10時から午後3時までの5時間とする。

但し、昼食時の1時間は含まれない。

第4条

1時間に満たない勤務時間は30分以下を2分の1時間、30分超を1時間とする。

(交通費)

第5条

交通費は自宅から職場までの最短距離の実費を支給する。

但し、並行して同種の交通機関がある場合は安い路線の実費を支給する。

(計算及び支給日)

第6条

賃金の計算は毎月1日から月末までとし、支給日は翌月10日とする。

但し、支給日が出勤日でない場合はその前直近の出勤日とする。

(慰労金)

第7条

慰労金は次の通り支給する。

	勤続1ヶ月以上	勤続2ヶ月以上	勤続3ヶ月以上
夏期慰労金	日給の2日分	日給の4日分	日給の5日分
冬期慰労金	夏期慰労金に10,000円を加算する		

なお、日給とは、時給の4時間とする。

(慰労金の勤続期間基準日)

第8条

夏期は6月30日、冬期は11月30日を勤続期間基準日とし、基準日に在職する者に支給する。

(慰労金の支給日)

第9条

夏期慰労金は毎年7月5日、冬期慰労金は毎年12月5日に支給する。
但し、支給日が出勤日でない場合は支給日の前直近の出勤日に支給する。

(特別出勤及び時間外勤務の取扱)

第10条

同窓会の行事等で特別に出勤をした場合ならびに勤務時間外勤務は、時給ならびに交通費を第1条から第5条の定めにより支給する。

2005年 1月14日 (役員会) 制定